後期高齢者医療制度についてのお知らせ

一定の障がいがある方は、65 歳になられますと「後期高齢者医療制度」に加入することができます。

65 歳～74 歳で且つ下記表いずれかに該当する方は、申請をすれば後期高齢者医療制度に加入することができます。(75 歳の誕生日当日からは、障がいの有無に関係なく全員が自動的に加入することとなります。)

障害基礎年金	１級・２級の方
身体障害者手帳	１級～３級の方（障がいの部位は問わず）
	下肢障がい４級の１・３・４号
	音声機能・言語機能障がいの４級
療育手帳	Ａ１・Ａ２の方
精神障害者保健福祉手帳	１級・２級の方

65 歳の誕生日以降、現在お使いの保険証を引き続き使用するか、後期高齢者医療制度にご加入されるかご検討ください。

【後期高齢者医療制度に加入される場合】

下記のものを持って、坂井市役所 保険年金課 又は 各支所で申請をしてください。

- □ 後期高齢者医療障害認定申請書及び資格取得届書
- □ 健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失連絡票（社会保険加入中の方）
  ※ 現在お使いの健康保険証の喪失手続きが必要となります
- □ 申請者の健康保険証（国民健康保険加入中の方）
- □ 申請者の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等
- □ 申請者のマイナンバーが分かるもの（通知カード又は個人番号カード）
- □ 申請者の重度医療受給者証・限度額適用認定証・特定疾病療養受療証
  ※ なくてもお手続きは可能です
- □ キャッシュカード（保険料の口座振替をご希望の方）
- □ 代理人が届出に来られる場合は、代理人の身分証明書
  ※ 代理人の方が別世帯であれば、**委任状**も必要となります

【後期高齢者医療制度の加入日について】

後期高齢者医療障害認定申請書及び資格取得届書を提出された日

ただし、提出日より後に 65 歳になられる方は、誕生日が加入日になります。
提出日より遡って加入することはできません。

【後期高齢者医療制度からの脱退について】

障がいの程度が軽くなり後期高齢者医療制度に加入できる要件を満たさなくなった場合、速やかに脱退のお手続きをお願いします。
また、要件を満たしていたとしても、74 歳までは任意で脱退することが可能ですが、この場合もお手続きが必要です。(任意脱退後、再度加入することも可能です。)

≪後期高齢者医療制度に加入すると≫

保険証　＝　「後期高齢者医療資格確認書」または「資格情報のお知らせ」が交付されます。

保険料　＝　加入月より、後期高齢者医療保険料に切り替わります。
算出方法がかわるので、現在加入の健康保険の保険料（税）より増額する場合も減額する場合もあります。
社会保険等の被扶養者の方で現在保険料負担のない方も、この制度に加入されますと新たに負担が発生します。

保険料の納付方法　＝　加入後しばらくは「納付書」または「口座振替」
※　国民健康保険税等を口座振替していた方も
改めて手続きが必要です。
その後は原則、「年金天引き」となります。
※　手続きなしで自動的に変わります

医療機関窓口での自己負担割合＝
世帯の前年の所得や収入に応じて判定されます。（１割・２割・３割）

高額療養費　＝　１か月の医療費の自己負担額が定められた限度額を超えた場合、その超えた分が申請された口座に振り込まれます。
一度申請すれば次回以降自動的にその口座に振り込まれます。

自己負担限度額（月額）

所得区分	外来＋入院の限度額		年単位の上限額
	外来の限度額		
現役並みⅢ	252,600円＋{(実際にかかった医療費－842,000円)×1%} ただし、4回目から140,100円		1,680,000円
現役並みⅡ	167,400円＋{(実際にかかった医療費－558,000円)×1%} ただし、4回目から93,000円		1,110,000円
現役並みⅠ	80,100円＋{(実際にかかった医療費－267,000円)×1%} ただし、4回目から44,400円		530,000円
一般Ⅱ	18,000 円または(6,000 円＋(医療費※1－30,000 円)×10%)の低いほうを適用※2	57,600円 ただし、4回目から44,400円	530,000円
一般Ⅰ	18,000円 （年間上限　144,000円）		
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円	290,000円
低所得Ⅰ	8,000円	15,000円	180,000円

※1　医療費が30,000円未満の場合は30,000円として計算します。

※重度心身障害者医療費助成受給者証をお持ちの方は、本庁社会福祉課にて、保険証変更届の提出が必要です。

坂井市役所　保険年金課　☎0776-50-3031
三国支所　☎0776-82-8902
丸岡支所　☎0776-68-0804
春江支所　☎0776-51-9403